

自動車損害賠償責任保険基準料率

2020年1月20日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	A													
	B													
	C													
	D													
自家用乗用自動車														
普通けん引普通貨物自動車及びけん引自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	自家用													
小型二輪自動車														
軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車	17,330												
原動機付自転車		14,380												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		31,570	31,150	30,730	30,300	29,880	29,460	29,030	28,610	28,190	27,760	27,340	26,910
	(ロ) 小型二輪自動車		14,970	14,820	14,660	14,500	14,340	14,190	14,030	13,870	13,710	13,550	13,400	13,240
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,970	14,820	14,660	14,500	14,340	14,190	14,030	13,870	13,710	13,550	13,400	13,240
		検査対象外車	14,870	14,720	14,560	14,410	14,250	14,100	13,940	13,780	13,630	13,470	13,320	13,160
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												
	c 軽自動車	検査対象車												
検査対象外車		23,610												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車		5,220												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	A													
	B													
	C													
	D													
自家用乗用自動車														30,170
普通けん引普通貨物自動車及びけん引自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	自家用													
小型二輪自動車														12,080
軽自動車	検査対象車													29,550
	検査対象外車	14,990												
原動機付自転車		12,600												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														9,200
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		26,490	26,060	25,630	25,190	24,760	24,330	23,900	23,470	23,030	22,600	22,170	21,740
	(ロ) 小型二輪自動車		13,080	12,920	12,760	12,600	12,440	12,280	12,120	11,950	11,790	11,630	11,470	11,310
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	13,080	12,920	12,760	12,600	12,440	12,280	12,120	11,950	11,790	11,630	11,470	11,310
		検査対象外車	13,000	12,840	12,690	12,530	12,370	12,210	12,050	11,890	11,730	11,570	11,410	11,250
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												16,770
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	20,060													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車		5,200												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	A													
	B													
	C													
	D													
自家用乗用自動車			29,520	28,860	28,190	27,530	26,860	26,200	25,530	24,870	24,210	23,540	22,880	22,210
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												57,490
		最大積載量が2トン以下のもの												39,840
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												41,080
		最大積載量が2トン以下のもの												36,560
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													34,360
	自家用													25,580
小型二輪自動車			11,900	11,710	11,530	11,340	11,160	10,970	10,790	10,600	10,420	10,230	10,050	9,870
軽自動車	検査対象車		28,910	28,260	27,620	26,970	26,320	25,670	25,030	24,380	23,730	23,080	22,430	21,780
	検査対象外車		12,600											
原動機付自転車			10,790											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														9,570
緊急自動車			9,100	8,990	8,880	8,770	8,660	8,560	8,450	8,340	8,230	8,120	8,010	7,910
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		21,310	20,860	20,420	19,980	19,540	19,100	18,660	18,220	17,780	17,340	16,900	16,460
	(ロ) 小型二輪自動車		11,150	10,980	10,820	10,660	10,490	10,330	10,160	10,000	9,830	9,670	9,510	9,340
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	11,150	10,980	10,820	10,660	10,490	10,330	10,160	10,000	9,830	9,670	9,510	9,340
		検査対象外車	11,100	10,930	10,770	10,610	10,450	10,280	10,120	9,960	9,800	9,640	9,470	9,310
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													8,520
	(ロ) 教習用自動車													8,520
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												24,780
		b 小型二輪自動車	16,470	16,160	15,850	15,540	15,230	14,920	14,620	14,310	14,000	13,690	13,380	13,070
	c 軽自動車	検査対象車												13,070
検査対象外車		16,440												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,140
検査対象外被けん引軽自動車			5,190											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															43,250
	自家用															13,640
営業用乗用自動車	A															110,130
	B															87,590
	C															66,760
	D															40,340
自家用乗用自動車				21,550	20,870	20,190	19,510	18,830	18,160	17,480	16,800	16,120	15,450	14,770	14,090	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		55,450	53,380	51,300	49,220	47,150	45,070	42,990	40,910	38,840	36,760	34,690	32,610	
		最大積載量が2トン以下のもの		38,490	37,110	35,730	34,350	32,980	31,600	30,230	28,850	27,470	26,090	24,720	23,340	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		39,680	38,250	36,830	35,400	33,980	32,550	31,120	29,700	28,270	26,850	25,420	23,990	
		最大積載量が2トン以下のもの		35,330	34,090	32,840	31,590	30,350	29,100	27,850	26,610	25,360	24,110	22,870	21,620	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		33,230	32,070	30,910	29,750	28,590	27,430	26,270	25,110	23,950	22,790	21,630	20,470		
	自家用		24,790	23,980	23,170	22,350	21,540	20,730	19,920	19,110	18,300	17,480	16,670	15,860		
小型二輪自動車			9,680	9,490	9,300	9,120	8,930	8,740	8,550	8,360	8,170	7,980	7,790	7,600	7,410	
軽自動車	検査対象車		21,140	20,480	19,820	19,150	18,490	17,830	17,170	16,510	15,850	15,190	14,530	13,870		
	検査対象外車		10,160													
原動機付自転車			8,950													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			9,390	9,220	9,040	8,860	8,690	8,510	8,330	8,160	7,980	7,800	7,630	7,450		
緊急自動車			7,800	7,690	7,580	7,470	7,350	7,240	7,130	7,020	6,910	6,800	6,690	6,580		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			16,020	15,560	15,120	14,670	14,220	13,770	13,320	12,870	12,420	11,970	11,520	11,070	
	(ロ) 小型二輪自動車			9,180	9,010	8,840	8,670	8,510	8,340	8,170	8,010	7,840	7,670	7,500	7,340	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		9,180	9,010	8,840	8,670	8,510	8,340	8,170	8,010	7,840	7,670	7,500	7,340	
		検査対象外車		9,150	8,980	8,820	8,650	8,490	8,320	8,160	7,990	7,820	7,660	7,490	7,330	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			8,390	8,250	8,120	7,980	7,850	7,710	7,580	7,450	7,310	7,170	7,040	6,900	
	(ロ) 教習用自動車			8,390	8,250	8,120	7,980	7,850	7,710	7,580	7,450	7,310	7,170	7,040	6,900	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		24,020	23,240	22,460	21,680	20,900	20,120	19,340	18,560	17,780	17,000	16,220	15,440	
		b 小型二輪自動車		12,760	12,450	12,130	11,810	11,500	11,180	10,870	10,550	10,240	9,920	9,610	9,290	
	(ハ) c	軽自動車	検査対象車		12,760	12,450	12,130	11,810	11,500	11,180	10,870	10,550	10,240	9,920	9,610	9,290
			検査対象外車		12,750											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	
検査対象外被けん引軽自動車			5,170													

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用		40,370	37,430	34,490	31,550	28,620	25,680	22,740	19,800	16,870	13,930	10,990	8,050	
	自 家 用		13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400	7,740	7,090	6,430	5,770	
営 業 用 乗 用 自 動 車	A		102,200	94,100	86,010	77,920	69,830	61,740	53,650	45,560	37,470	29,380	21,300	13,200	
	B		81,360	75,010	68,650	62,300	55,950	49,590	43,240	36,880	30,530	24,180	17,820	11,470	
	C		62,110	57,360	52,610	47,860	43,110	38,360	33,610	28,860	24,110	19,360	14,610	9,860	
	D		37,680	34,960	32,250	29,540	26,820	24,110	21,400	18,680	15,970	13,260	10,540	7,830	
自 家 用 乗 用 自 動 車			13,410	12,720	12,030	11,340	10,650	9,960	9,270	8,570	7,880	7,190	6,500	5,810	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	30,530	28,410	26,300	24,180	22,060	19,940	17,820	15,710	13,590	11,470	9,350	7,230	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	21,970	20,560	19,160	17,750	16,350	14,940	13,540	12,140	10,730	9,330	7,920	6,520	
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	22,570	21,110	19,660	18,210	16,750	15,300	13,840	12,390	10,930	9,480	8,030	6,570	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	20,370	19,100	17,830	16,560	15,290	14,020	12,750	11,470	10,200	8,930	7,660	6,390	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		19,310	18,130	16,940	15,760	14,580	13,400	12,210	11,030	9,850	8,660	7,480	6,300	
	自 家 用		15,050	14,220	13,390	12,570	11,740	10,910	10,080	9,250	8,430	7,600	6,770	5,940	
小 型 二 輪 自 動 車			7,420	7,230	7,040	6,840	6,650	6,460	6,270	6,080	5,880	5,690	5,500	5,310	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		13,210	12,530	11,860	11,180	10,510	9,840	9,160	8,490	7,810	7,140	6,460	5,790	
	検 査 対 象 外 車		7,670												
原 動 機 付 自 転 車			7,060												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			7,280	7,100	6,920	6,740	6,560	6,380	6,200	6,020	5,840	5,660	5,480	5,300	
緊 急 自 動 車			6,470	6,360	6,240	6,130	6,020	5,910	5,790	5,680	5,570	5,450	5,340	5,230	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,620	10,160	9,700	9,240	8,780	8,330	7,870	7,410	6,950	6,490	6,030	5,570	5,190
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		7,170	7,000	6,830	6,650	6,480	6,310	6,140	5,970	5,800	5,630	5,460	5,290	5,140
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,170	7,000	6,830	6,650	6,480	6,310	6,140	5,970	5,800	5,630	5,460	5,290	5,140
		検 査 対 象 外 車	7,160	6,990	6,820	6,660	6,490	6,320	6,150	5,980	5,810	5,640	5,470	5,300	5,160
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		6,770	6,630	6,490	6,360	6,220	6,080	5,940	5,800	5,670	5,530	5,390	5,250	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		6,770	6,630	6,490	6,360	6,220	6,080	5,940	5,800	5,670	5,530	5,390	5,250	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	14,660	13,860	13,070	12,270	11,480	10,680	9,890	9,090	8,300	7,500	6,710	5,910	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	8,980	8,660	8,330	8,010	7,690	7,370	7,050	6,720	6,400	6,080	5,760	5,440	
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,980	8,660	8,330	8,010	7,690	7,370	7,050	6,720	6,400	6,080	5,760	5,440
		検 査 対 象 外 車	8,980												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,150												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用													
	自 家 用													
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く													
	個人タクシー													
自 家 用 乗 用 自 動 車														
普 通 及 び 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用													
	自 家 用													
小 型 二 輪 自 動 車														
軽 自 動 車	検 査 対 象 車													
	検 査 対 象 外 車	6,850												
原 動 機 付 自 転 車		5,640												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車														
緊 急 自 動 車														
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780
		検 査 対 象 外 車	5,900	5,890	5,880	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780	5,770
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車													
	(ロ) 教 習 用 自 動 車													
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小 型 二 輪 自 動 車												
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車											
検 査 対 象 外 車	5,260													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,220											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用													
	自 家 用													
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く													
	個人タクシー													
自 家 用 乗 用 自 動 車														9,620
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用													
	自 家 用													
小 型 二 輪 自 動 車														7,270
軽 自 動 車	検 査 対 象 車													8,690
	検 査 対 象 外 車	6,520												
原 動 機 付 自 転 車		5,540												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車														
緊 急 自 動 車														5,490
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,770	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,770	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,770	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620
		検 査 対 象 外 車	5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,640	5,630	5,620
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車													
	(ロ) 教 習 用 自 動 車													
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小 型 二 輪 自 動 車												5,320
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車											
検 査 対 象 外 車	5,240													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,200												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く														
	個人タクシー														
自 家 用 乗 用 自 動 車			9,510	9,390	9,270	9,150	9,030	8,910	8,790	8,670	8,550	8,430	8,310	8,190	
普 通 及 び 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの												23,120	
		最大積載量が2トン以下のもの												18,840	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの												23,120	
		最大積載量が2トン以下のもの												18,840	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用													10,700	
	自 家 用													10,700	
小 型 二 輪 自 動 車			7,210	7,160	7,100	7,040	6,980	6,930	6,870	6,810	6,760	6,700	6,640	6,580	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		8,600	8,510	8,410	8,320	8,220	8,130	8,030	7,940	7,840	7,750	7,650	7,560	
	検 査 対 象 外 車		6,190												
原 動 機 付 自 転 車			5,440												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車														5,310	
緊 急 自 動 車			5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430	5,420	5,400	5,390	5,380	5,380	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,480	5,460	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,480	5,460	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,480	5,460	
		検 査 対 象 外 車	5,610	5,590	5,580	5,570	5,550	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,480	5,460	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車													5,150	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車													5,150	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													6,740
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,320	5,310	5,300	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	5,270	5,270	5,260	5,260
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車												5,260
検 査 対 象 外 車	5,210														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,140	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,190												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用													15,090	
	自 家 用													13,640	
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く													20,220	
	個人タクシー													20,220	
自 家 用 乗 用 自 動 車			8,070	7,950	7,830	7,710	7,580	7,460	7,340	7,220	7,100	6,980	6,850	6,730	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,420	21,710	21,000	20,280	19,570	18,850	18,140	17,430	16,710	16,000	15,280	14,570	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,300	17,760	17,210	16,670	16,130	15,580	15,040	14,490	13,950	13,410	12,860	12,320	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,420	21,710	21,000	20,280	19,570	18,850	18,140	17,430	16,710	16,000	15,280	14,570	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,300	17,760	17,210	16,670	16,130	15,580	15,040	14,490	13,950	13,410	12,860	12,320	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		10,480	10,260	10,040	9,820	9,600	9,370	9,150	8,930	8,710	8,490	8,270	8,050	
	自 家 用		10,480	10,260	10,040	9,820	9,600	9,370	9,150	8,930	8,710	8,490	8,270	8,050	
小 型 二 輪 自 動 車			6,530	6,470	6,410	6,350	6,290	6,240	6,180	6,120	6,060	6,000	5,950	5,890	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		7,460	7,370	7,270	7,170	7,080	6,980	6,880	6,780	6,690	6,590	6,500	6,400	
	検 査 対 象 外 車		5,840												
原 動 機 付 自 転 車			5,340												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,300	5,290	5,280	5,280	5,270	5,260	5,250	5,250	5,240	5,230	5,220	5,220	
緊 急 自 動 車			5,370	5,360	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,450	5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,450	5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,450	5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
		検 査 対 象 外 車	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,680	6,620	6,550	6,490	6,420	6,360	6,300	6,230	6,170	6,100	6,040	5,970	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,250	5,240	5,240	5,230	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190	
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,250	5,240	5,240	5,230	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190
		検 査 対 象 外 車	5,190												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,170												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用		14,340	13,570	12,800	12,030	11,260	10,500	9,730	8,960	8,190	7,420	6,650	5,880	
	自 家 用		13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400	7,740	7,090	6,430	5,770	
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く		19,080	17,910	16,750	15,590	14,420	13,260	12,100	10,930	9,770	8,610	7,440	6,280	
	個人タクシー		19,080	17,910	16,750	15,590	14,420	13,260	12,100	10,930	9,770	8,610	7,440	6,280	
自 家 用 乗 用 自 動 車			6,610	6,480	6,360	6,240	6,110	5,990	5,860	5,740	5,610	5,490	5,370	5,240	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	13,130	12,400	11,670	10,940	10,210	9,490	8,760	8,030	7,300	6,570	5,840	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	11,220	10,660	10,110	9,550	9,000	8,450	7,890	7,340	6,780	6,230	5,670	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	13,130	12,400	11,670	10,940	10,210	9,490	8,760	8,030	7,300	6,570	5,840	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	11,220	10,660	10,110	9,550	9,000	8,450	7,890	7,340	6,780	6,230	5,670	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用		7,830	7,600	7,370	7,150	6,920	6,700	6,470	6,240	6,020	5,790	5,570	5,340	
	自 家 用		7,830	7,600	7,370	7,150	6,920	6,700	6,470	6,240	6,020	5,790	5,570	5,340	
小 型 二 輪 自 動 車			5,830	5,770	5,710	5,650	5,590	5,530	5,470	5,410	5,350	5,290	5,230	5,180	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		6,300	6,200	6,100	6,010	5,910	5,810	5,710	5,610	5,510	5,410	5,310	5,210	
	検 査 対 象 外 車		5,490												
原 動 機 付 自 転 車			5,240												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,150	5,140	5,130	5,120	
緊 急 自 動 車			5,240	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
		検 査 対 象 外 車	5,300	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160	5,150	5,140
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,910	5,840	5,770	5,710	5,640	5,580	5,510	5,450	5,380	5,310	5,250	5,180	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120
		検 査 対 象 外 車	5,160												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,150												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	52か月	51か月	50か月	49か月
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く														
	個人タクシー														
自家用乗用自動車															
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車														
	検査対象外車	5,730													
原動機付自転車		5,640													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		11,470	11,360	11,260	11,160	11,060	10,960	10,850	10,750	10,650	10,550	10,450	10,350	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,630	5,620	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,570	5,560	5,550	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800	5,780	5,770	5,760	5,750	
		検査対象外車	5,730	5,720	5,710	5,700	5,690	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,640	5,630	
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
		c 軽自動車	検査対象車												
検査対象外車	16,480														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車		5,220													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く														
	個人タクシー														
自 家 用 乗 用 自 動 車															14,270
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用														
	自 家 用														
小 型 二 輪 自 動 車															5,450
軽 自 動 車	検 査 対 象 車														14,270
	検 査 対 象 外 車	5,620													
原 動 機 付 自 転 車		5,540													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車															
緊 急 自 動 車															9,010
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,250	10,140	10,040	9,930	9,830	9,730	9,620	9,520	9,420	9,310	9,210	9,110	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,540	5,530	5,520	5,520	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,450	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,740	5,720	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,640	5,620	5,610	5,600	
		検 査 対 象 外 車	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,510	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車														
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小 型 二 輪 自 動 車													
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車												
検 査 対 象 外 車	14,300														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,200													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用															
	自 家 用															
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く															
	個人タクシー															
自 家 用 乗 用 自 動 車		14,040	13,790	13,550	13,310	13,060	12,820	12,580	12,340	12,090	11,850	11,610	11,360			
普通 けん引 貨物 自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの													18,410	
		最大積載量が2トン以下のもの													18,410	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの													18,410	
		最大積載量が2トン以下のもの													18,410	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用														12,880	
	自 家 用														12,880	
小 型 二 輪 自 動 車		5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	14,040	13,790	13,550	13,310	13,060	12,820	12,580	12,340	12,090	11,850	11,610	11,360			
	検 査 対 象 外 車	5,500														
原 動 機 付 自 転 車		5,440														
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															6,380	
緊 急 自 動 車		8,900	8,800	8,700	8,590	8,490	8,390	8,280	8,180	8,080	7,980	7,870	7,770			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,000	8,900	8,790	8,680	8,580	8,470	8,370	8,260	8,160	8,050	7,940	7,840		
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340		
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,590	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	5,470	5,460	5,440		
		検 査 対 象 外 車	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390		
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車														7,190	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														7,190	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														10,740
		b 小 型 二 輪 自 動 車		12,060	11,870	11,680	11,490	11,300	11,110	10,920	10,730	10,540	10,350	10,170	9,980	
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車													9,980
			検 査 対 象 外 車	12,080												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															5,140	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,190														

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月			
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約			
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															31,110		
	自家用															13,640		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く															62,040		
	個人タクシー															40,340		
自家用乗用自動車		11,120	10,870	10,630	10,380	10,130	9,880	9,640	9,390	9,140	8,890	8,640	8,400					
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	17,890	17,360	16,840	16,310	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090				
		最大積載量が2トン以下のもの	17,890	17,360	16,840	16,310	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090				
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	17,890	17,360	16,840	16,310	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090				
		最大積載量が2トン以下のもの	17,890	17,360	16,840	16,310	15,780	15,250	14,730	14,200	13,670	13,150	12,620	12,090				
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	12,580	12,270	11,970	11,660	11,350	11,040	10,730	10,430	10,120	9,810	9,500	9,190					
	自家用	12,580	12,270	11,970	11,660	11,350	11,040	10,730	10,430	10,120	9,810	9,500	9,190					
小型二輪自動車		5,330	5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240					
軽自動車	検査対象車	11,120	10,870	10,630	10,380	10,130	9,880	9,640	9,390	9,140	8,890	8,640	8,400					
	検査対象外車	5,380																
原動機付自転車		5,340																
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,340	6,290	6,230	6,190	6,130	6,080	6,030	5,980	5,930	5,880	5,830	5,780					
緊急自動車		7,670	7,560	7,460	7,350	7,250	7,140	7,040	6,930	6,820	6,720	6,620	6,510					
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,730	7,620	7,520	7,410	7,300	7,190	7,090	6,980	6,870	6,760	6,650	6,550				
	(ロ) 小型二輪自動車		5,330	5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240				
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270		
		検査対象外車	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,270			
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,110	7,030	6,940	6,860	6,780	6,700	6,620	6,530	6,450	6,370	6,290	6,200				
	(ロ) 教習用自動車		7,110	7,030	6,940	6,860	6,780	6,700	6,620	6,530	6,450	6,370	6,290	6,200				
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,520	10,300	10,080	9,860	9,630	9,410	9,190	8,960	8,740	8,520	8,290	8,070			
		b 小型二輪自動車		9,790	9,600	9,400	9,210	9,020	8,820	8,630	8,440	8,250	8,050	7,860	7,670			
		c 軽自動車	検査対象車	9,790	9,600	9,400	9,210	9,020	8,820	8,630	8,440	8,250	8,050	7,860	7,670			
			検査対象外車	9,810														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130				
検査対象外被けん引軽自動車		5,170																

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用			29,150	27,140	25,140	23,140	21,140	19,130	17,130	15,130	13,120	11,120	9,120	7,120		
	自家用			13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400	7,740	7,090	6,430	5,770		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			57,740	53,360	48,970	44,590	40,200	35,810	31,430	27,040	22,660	18,270	13,890	9,500		
	個人タクシー			37,680	34,960	32,250	29,540	26,820	24,110	21,400	18,680	15,970	13,260	10,540	7,830		
自家用乗用自動車				8,150	7,900	7,640	7,390	7,140	6,880	6,630	6,380	6,130	5,870	5,620	5,370		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	7,270	6,730	6,190	5,650		
		最大積載量が2トン以下のもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	7,270	6,730	6,190	5,650		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	7,270	6,730	6,190	5,650		
		最大積載量が2トン以下のもの		11,570	11,030	10,490	9,950	9,420	8,880	8,340	7,800	7,270	6,730	6,190	5,650		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			8,890	8,570	8,260	7,940	7,630	7,320	7,000	6,690	6,370	6,060	5,750	5,430		
	自家用			8,890	8,570	8,260	7,940	7,630	7,320	7,000	6,690	6,370	6,060	5,750	5,430		
小型二輪自動車				5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120		
軽自動車	検査対象車			8,150	7,900	7,640	7,390	7,140	6,880	6,630	6,380	6,130	5,870	5,620	5,370		
	検査対象外車			5,260													
原動機付自転車				5,240													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,730	5,680	5,630	5,580	5,530	5,480	5,420	5,370	5,320	5,270	5,220	5,170		
緊急自動車				6,400	6,300	6,190	6,080	5,970	5,870	5,760	5,650	5,550	5,440	5,330	5,220		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,440	6,330	6,220	6,110	6,000	5,890	5,780	5,670	5,560	5,450	5,340	5,230	5,130	
	(ロ) 小型二輪自動車			5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,120	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,280	5,260	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120	
		検査対象外車		5,260	5,250	5,240	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			6,120	6,040	5,950	5,870	5,790	5,700	5,620	5,530	5,450	5,370	5,280	5,200		
	(ロ) 教習用自動車			6,120	6,040	5,950	5,870	5,790	5,700	5,620	5,530	5,450	5,370	5,280	5,200		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			7,850	7,620	7,390	7,160	6,940	6,710	6,480	6,250	6,030	5,800	5,570	5,340	
		b 小型二輪自動車			7,480	7,280	7,080	6,890	6,690	6,490	6,300	6,100	5,900	5,710	5,510	5,310	
		c 軽自動車	検査対象車		7,480	7,280	7,080	6,890	6,690	6,490	6,300	6,100	5,900	5,710	5,510	5,310	
			検査対象外車		7,500												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120		
検査対象外被けん引軽自動車				5,150													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く														
	個人タクシー														
自家用乗用自動車															
普通けん引及普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用														
	自家用														
小型二輪自動車															
軽自動車	検査対象車														
	検査対象外車	5,730													
原動機付自転車		5,640													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車															
緊急自動車															
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,920	5,910	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,630	5,620	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,570	5,560	5,550	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,800	5,790	5,780	5,770	5,760	5,750	5,730	5,720	5,710	5,700	5,690	5,680	
		検査対象外車	5,700	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,650	5,640	5,630	5,620	5,610	5,600	
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車														
	(ロ) 教習用自動車														
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小型二輪自動車													
		c 軽自動車	検査対象車												
			検査対象外車	5,260											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検査対象外被けん引軽自動車		5,220													

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	48か月	47か月	46か月	45か月	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く														
	個人タクシー														
自 家 用 乗 用 自 動 車														9,620	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの													
		最大積載量が2トン以下のもの													
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
小 型 二 輪 自 動 車														5,450	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車													6,400	
	検 査 対 象 外 車	5,620													
原 動 機 付 自 転 車		5,540													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車															
緊 急 自 動 車														5,490	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,770	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,540	5,530	5,520	5,520	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,450	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,670	5,660	5,650	5,640	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,560	5,550	
		検 査 対 象 外 車	5,590	5,580	5,570	5,560	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,510	5,500	5,490	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車														
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小 型 二 輪 自 動 車													5,320
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車												
検 査 対 象 外 車	5,240														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,200													

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	家用														
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く														
	個人タクシー														
家用乗用自動車			9,510	9,390	9,270	9,150	9,030	8,910	8,790	8,670	8,550	8,430	8,310	8,190	
普通けん引普通貨物自動車及び自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												17,620	
		最大積載量が2トン以下のもの												16,680	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												17,620	
		最大積載量が2トン以下のもの												16,680	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													10,670	
	家用													10,670	
小型二輪自動車			5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	
軽自動車	検査対象車		6,370	6,330	6,300	6,270	6,230	6,200	6,160	6,130	6,100	6,060	6,030	5,990	
	検査対象外車		5,500												
原動機付自転車			5,440												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														5,310	
緊急自動車			5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430	5,420	5,400	5,390	5,380	5,380	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,610	5,600	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,480	5,460	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,390	5,380	5,370	5,360	5,350	5,340	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,540	5,520	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	
		検査対象外車	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,380	
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													5,150	
	(ロ) 教習用自動車													5,150	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													5,700
		b 小型二輪自動車		5,320	5,310	5,300	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	5,270	5,270	5,260	5,260
		c 軽自動車	検査対象車												5,260
検査対象外車	5,210														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,140	
検査対象外被けん引軽自動車			5,190												

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用													15,090	
	自 家 用													13,640	
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く													20,090	
	個 人 タクシー													20,090	
自 家 用 乗 用 自 動 車			8,070	7,950	7,830	7,710	7,580	7,460	7,340	7,220	7,100	6,980	6,850	6,730	
普 通 けん引普通貨物自動車 及 び 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	17,140	16,640	16,140	15,650	15,150	14,660	14,160	13,660	13,170	12,670	12,180	11,680	
		最大積載量が2トン以下のもの	16,230	15,770	15,310	14,850	14,390	13,940	13,480	13,020	12,560	12,100	11,640	11,180	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	17,140	16,640	16,140	15,650	15,150	14,660	14,160	13,660	13,170	12,670	12,180	11,680	
		最大積載量が2トン以下のもの	16,230	15,770	15,310	14,850	14,390	13,940	13,480	13,020	12,560	12,100	11,640	11,180	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用		10,450	10,230	10,010	9,790	9,570	9,350	9,130	8,910	8,690	8,470	8,250	8,030	
	自 家 用		10,450	10,230	10,010	9,790	9,570	9,350	9,130	8,910	8,690	8,470	8,250	8,030	
小 型 二 輪 自 動 車			5,330	5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		5,960	5,920	5,890	5,850	5,820	5,790	5,750	5,720	5,680	5,650	5,610	5,580	
	検 査 対 象 外 車		5,380												
原 動 機 付 自 転 車			5,340												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,300	5,290	5,280	5,280	5,270	5,260	5,250	5,250	5,240	5,230	5,220	5,220	
緊 急 自 動 車			5,370	5,360	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,450	5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,370	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,330	5,320	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,240	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,400	5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280	5,270	
		検 査 対 象 外 車	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車		5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,680	5,660	5,630	5,610	5,590	5,560	5,540	5,520	5,490	5,470	5,450	5,420	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,250	5,240	5,240	5,230	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190	
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,250	5,240	5,240	5,230	5,230	5,220	5,220	5,210	5,210	5,200	5,200	5,190
		検 査 対 象 外 車	5,190												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、 被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途 自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,170												

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		14,340	13,570	12,800	12,030	11,260	10,500	9,730	8,960	8,190	7,420	6,650	5,880	
	自家用		13,000	12,340	11,680	11,030	10,370	9,710	9,060	8,400	7,740	7,090	6,430	5,770	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		18,960	17,800	16,650	15,500	14,340	13,190	12,040	10,880	9,730	8,580	7,420	6,270	
	個人タクシー		18,960	17,800	16,650	15,500	14,340	13,190	12,040	10,880	9,730	8,580	7,420	6,270	
自家用乗用自動車			6,610	6,480	6,360	6,240	6,110	5,990	5,860	5,740	5,610	5,490	5,370	5,240	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	10,680	10,170	9,670	9,160	8,660	8,150	7,640	7,140	6,630	6,130	5,620	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	10,260	9,790	9,320	8,860	8,390	7,920	7,450	6,990	6,520	6,050	5,580	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	10,680	10,170	9,670	9,160	8,660	8,150	7,640	7,140	6,630	6,130	5,620	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	10,260	9,790	9,320	8,860	8,390	7,920	7,450	6,990	6,520	6,050	5,580	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,810	7,590	7,360	7,140	6,910	6,690	6,460	6,240	6,010	5,790	5,560	5,340	
	自家用		7,810	7,590	7,360	7,140	6,910	6,690	6,460	6,240	6,010	5,790	5,560	5,340	
小型二輪自動車			5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	
軽自動車	検査対象車		5,540	5,510	5,470	5,440	5,400	5,360	5,330	5,290	5,260	5,220	5,190	5,150	
	検査対象外車		5,260												
原動機付自転車			5,240												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,150	5,140	5,130	5,120	
緊急自動車			5,240	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120
	(ロ) 小型二輪自動車		5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,120
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,260	5,250	5,230	5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120
		検査対象外車	5,250	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140
特種用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車		5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ロ) 教習用自動車		5,140	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,400	5,380	5,350	5,330	5,310	5,280	5,260	5,230	5,210	5,190	5,160	5,140
		b 小型二輪自動車		5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120
		c 軽自動車	検査対象車	5,180	5,180	5,170	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120
			検査対象外車	5,160											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	
検査対象外被けん引軽自動車			5,150												

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36\text{か月契約の2年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36\text{か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (36\text{か月契約の1年超2年以内の純保険料率} \\ &+ 36\text{か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ニ 保険期間 37 か月を超え 49 か月までの契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} \\ &\quad + 48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} \\ &\quad + 48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ホ 保険期間 49 か月を超え 60 か月までの契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 60 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 48 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 37 か月以上 48 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

返還保険料 = 純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額